

外国籍の者が年金請求を行う際に必要な身分関係を証明する書類に関する 情報収集結果について

情報収集の背景

中国四国管区行政評価局
令和8年7月24日

- 老齢年金の請求手続には、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）及び厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）により、加給年金又は振替加算の審査にあたり、配偶者との身分関係の確認のため、「受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本」を請求書に添えて提出することとされており、外国籍の者が年金請求を行う場合、原則として、自国の公的機関が発行した戸籍等に代わるべき証明書を提出することとなっている。
（「外国人に係る裁定請求書等の添付書類の取扱いについて」（平成24年6月14日付け年管管発0614第8号厚生労働省年金局事業管理課長通知））
- 当局管内で「外国籍の妻が老齢基礎年金を請求する際に、私（日本国籍の配偶者）との身分関係を証明する書類として、妻の祖国の公的機関が発行した婚姻証明書を求められた。私の戸籍の抄本には、妻との婚姻関係が明記してあることから、私の戸籍の抄本で代えられないか。」との行政相談があり、日本年金機構に確認したところ、配偶者が日本国籍を有する場合は、配偶者の戸籍の抄本等を提出することで配偶者との身分関係を確認することは可能との見解

情報収集結果と日本年金機構の対応

- 当局管内の年金事務所に確認したところ、原則として自国の公的機関が発行した書類を求めていることを把握
- 日本年金機構は「婚姻関係の証明について、受給権者の属する国の公的機関が発行した書類がやむを得ず取得できない場合は、配偶者が日本国籍であれば、配偶者の戸籍謄（抄）本及び受給権者の属する国の公的機関で書類が取得できない旨の申立書（任意様式）の書類を案内する」ことを、令和7年12月に、業務処理要領に明記し周知を行っているとしている。
（「【指示】業務処理要領（要領第197号）の一部改正（年金相談マニュアルの見直し）（令和7年12月22日 給付指2025-131）」）
- これを踏まえ、当局が、令和8年4月に、日本年金機構に対し、日本国籍の配偶者の戸籍謄（抄）本の提出を例外的な対応ではなく、選択肢の一つとすることについて確認したところ、日本年金機構は、令和8年4月28日、配偶者が日本国籍であり、日本で婚姻届を提出している場合は、配偶者の戸籍謄（抄）本の添付が可能である旨、業務処理要領に明記し、年金事務所へ周知

（参考）関係法令

●国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）（抄）

（裁定の請求）

第16条 法第16条の規定による老齢基礎年金（法附則第9条の3第1項の規定による老齢年金を含む。以下同じ。）についての裁定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。

一～八 （略）

2 前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一～七 （略）

八 昭和60年改正法附則第15条第1項又は第2項の規定に該当する者及び同法附則第14条第1項若しくは第2項又は第18条第2項若しくは第3項の規定による加算が行われる者にあつては、次に掲げる書類

イ 配偶者が昭和60年改正法附則第14条第1項各号の規定に該当することを明らかにすることができる書類

ロ 受給権者と配偶者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

ハ 受給権者が配偶者によつて生計を維持していたことを明らかにすることができる書類

九～十二 （略）

●厚生年金保険法施行規則（昭和29年厚生省令第37号）（抄）

（加給年金額加算事由該当の届出）

第31条の2 第三十条の二第一項の請求に係る老齢厚生年金の受給権者（配偶者又は法第四十四条第一項に規定する子（第三十条第一項の請求書に記載していない配偶者又は子に限る。）がある者に限る。）は、当該老齢厚生年金が法第四十四条第一項の規定により加給年金額が計算されることとなつたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～二 （略）

三 加給年金額の対象者（加給年金額の計算の基礎となる配偶者又は子をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及びその者と受給権者との身分関係並びにその者が受給権者によつて生計を維持している旨

四 （略）

2～4 （略）

5 前各項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。ただし、第二項及び第三項の場合において、第三十条第一項の請求書に添えた書類等については、この限りではない。

一 （略）

一の二 加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる市町村長の証明書又は戸籍の抄本

二～四 （略）

連絡先

総務省中国四国管区行政評価局 評価監視部
担当：船越、貝原
電話：082-228-6209（直通）